

【参考資料4-2】スイス改正法案論点と国内措置のあり方に関する論点(項目)との対応関係 ※赤字…第3回資料2からの修正

論点項目		スイス法案
(1) 遵守(15条1及び16条1)に関する国内措置		<p>○相当な注意義務(第23n条、第23p条)            全ての利用者(遺伝資源を利用する又は遺伝資源の利用から利益を直接得る者)は、以下を確保するために状況に見合った相当な注意義務を履行しなければならない。            ・遺伝資源及び原住民の社会や地域社会が有する遺伝資源に関連する伝統的知識が合法的(lawfully)に取得されていること            ・利益が公正かつ衡平に配分されること  <b>相当な注意義務を遵守していない場合は、利用者は後ほど遵守することを確保するか、利用又は利用による利益を得ることを放棄しなければならない。(第23n条4)</b></p> <p>○届出義務(第23o条、第23p条)            利用した遺伝資源又は伝統的知識に基づくものの販売承認前、又は販売承認を要さない場合は商業化前に、相当な注意の履行について連邦環境局に届け出なければならない。</p>
(2) 遵守に関する国内措置の適用の範囲	①適用の前提について	○議定書の締約国のABS規則(regulatory requirements)に従っている場合、取得は合法的である。(第23n条3)
	②適用の時期について	○国内措置施行後の遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的知識の取得に関係する状況に適用。(第25d条、第23p条)
	③適用の対象について	<p>○「遺伝資源の利用」とは、バイオテクノロジーを用いて行うものを含む遺伝資源の遺伝的又は生化学的な構成に関する研究開発活動(第23n条2)[果物を輸入し、食料として販売する者は相当な注意義務の対象外だが、当該果物の有効成分を研究し、又は更に開発する者は同義務の対象。(説明資料5.2.3 paras1&amp;2)]</p> <p>○第23n条(相当な注意義務)及び第23o条(届出義務)は原住民の社会又は地域社会の有する遺伝資源に関連する伝統的知識にも適用。[伝統的知識に関する定義はなし](第23p条)</p>
	④その他(商業的な利用と非商業的な利用への対応)	○販売承認前、又は販売承認を要さない場合は商業化前に、相当な注意義務の履行について連邦環境局に届け出なければならない。(第23o条再掲)
	⑤その他(ITPGR-FAとの関係)	○権限ある当局は、相当の注意の遵守の確認が他の方法で確保される場合は届出義務を免除できる(第23o条3)[ITPGRの多数国間の制度の下で管理される遺伝資源は相当の注意の対象外(説明資料5.2.3 paras1&2)]
(3) チェックポイントについて	①チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視(monitors)について	○連邦参事会が届出義務の遵守を確認する責任を負う権限ある当局を指定。(第23o条3)[届出を受ける連邦環境局が担う]
	②情報の収集と提供	<p>○(連邦環境局は)相当の注意義務の履行に関する情報をABSクリアリングハウス及び国内の権限ある当局に伝達(may)。</p> <p>○届出を行った者の名称、商業化された製品、利用した遺伝資源、その出所、<del>その他秘密のものでない届出に含まれる情報</del>、遺伝資源へのアクセスの日時及びその出所に関する情報を公表(may)。(第23o条2)</p>
(4) 不履行の状況への効果的な対処について	①遵守	<p>○罰則(第24a条2)            故意の及び過失による未届出や虚偽の届出に対して罰金。<b>裁判所は判決内容の公示を命じることが可能。</b></p>
	②チェックポイントからの情報要求	
(5) 遺伝資源等への主権の行使の必要性について		○連邦参事会は、 <del>スイスにおける遺伝資源へのアクセスについて、許可、並びに</del> 遺伝資源の利用及びその利用から生ずる利益の配分を規定する(regulate) <del>合意の取得を義務付ける告示・許可・契約のもとに</del> スイスにおける遺伝資源へのアクセスを許可することができる(may)。(第23q条)
(6) その他(普及啓発・適正利用の推進等)		